胃がん検診【胃内視鏡検査】精度管理調査（検診機関用）調査票

【回答者様へ】
ご回答の前に以下を必ずお読みください：

① 令和8年度に実施した（もしくは現在実施中の）検診についてお答えください。

② 回答は〇（実施）か×（未実施）でお答えください。ただし以下の場合は△としてください（後日再調査を行います）。
（△：令和8年度に確実な実施予定があるが、回答時点ではまだ実施していない）

③ 貴施設で回答が分からない項目については、必ず関係機関（都道府県・市区町村・医師会・外注先検査機関等）に確認してお答えください。
もし自治体や医師会等から予め回答を指定されている場合は、それに従って回答してください。
ただし、★が付いた項目には貴施設が回答してください（検診機関ごとに体制が異なるため）。

		集団検診 回答欄	個別検診 回答欄
1. 対象者への説明			
解説： ① 下記の6項目を記載した資料を、検診機関に来場した対象者全員に、受診前に個別に配布されたかをお答えください。 （ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不適切です。） ② 貴施設で配布された場合、あるいは、貴施設以外（自治体等）が受診勧奨時に配布された場合※の どちらでも〇です。 ※あらかじめ資料内容を確認し、下記の6項目が含まれている場合は〇と回答してください。			
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか			
(2) 精密検査の方法について説明しましたか （胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など）			
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能（個人情報保護法の例外事項として認められています）			
(4) 検診の有効性（胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の不利益について説明しましたか			
(5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか			
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか			
2. 問診、胃内視鏡検査の精度管理			
(1) 検診項目は、問診に加え、胃内視鏡検査としましたか	★		
(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか	★		
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	★		
(4) 胃内視鏡検査の体制や方法※は、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検診マニュアル[注1]を参考にし、仕様書※に明記しましたか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと（仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい）。	★		
(5) 胃内視鏡検査に携わる検査医は、委託元市町村が設置した胃内視鏡検診運営委員会から認証されていますか	★		
(6) 胃内視鏡検査の終了後、委託元市町村が指定した読影医または読影機関に、胃内視鏡検査結果（内視鏡所見レポート、生検を実施した場合は生検病理診断レポートなど※）を提出していますか ※レポートは胃内視鏡検診運営委員会から指定された様式で提出する	★		
3. 胃内視鏡画像の読影（ダブルチェック）の精度管理			
(1) ダブルチェックの体制や方法は、胃内視鏡検診マニュアル[注1]を参考にし、仕様書※に明記していますか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと（仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい）。 ※仕様書の代わりに、胃内視鏡検診運営委員会が胃内視鏡検診マニュアル[注1]を参考に実施要綱を作成し、その遵守を選定条件とする場合もある。	★		
(2) ダブルチェックに携わる読影医は、下記の資格※を有し、かつ委託元市町村が設置した胃内視鏡検診運営委員会から認証されていますか ※日本消化器がん検診認定医または総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医	★		
(3) ダブルチェックを行った読影医は検査医に対して、検査医の胃内観察や読影技術、生検実施の妥当性などの評価をフィードバックしていますか	★		
(4) 胃内視鏡画像、生検病理診断結果は少なくとも5年間は保存していますか	★		
(5) 胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	★		

4. システムとしての精度管理 （プロセス指標値の解説は別紙解説資料をご参照ください）			
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば〇です。	★		
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか ※地域保健・健康増進事業報告（注2）に必要な情報を指します。	★		
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※ 地域保健・健康増進事業報告(注2)に必要な情報を指します。			
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会※（自施設以外の胃がん専門家※※を交えた会）を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか ※胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会（仮称）、もしくはそれに相当する組織を指します。 ※※当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家を指します。	★		
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※ ※ ・本調査では**令和〔6〕年度のプロセス指標値**について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	★		
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	★		
(7) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか ※今年度特に指導・助言等がなかった場合は、回答欄にハイフン（-）を入力してください。	★		

注1 日本消化器がん検診学会発行「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2024 改訂第2版」を参照

注2 地域保健・健康増進事業報告：
全国の保健所及び市区町村は、毎年1回国にがん検診の結果を報告します。
この報告書では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、
国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。

	ご署名欄
施設名	
回答者氏名	
メール	
Tel	
胃がん検診 責任医師名	

	胃がん検診精度管理調査お問い合わせ先
自治体名	鹿児島市　保健予防課
Tel	099-803-6927
FAX	099-803-7026
メール	hokenyobou@city.kagoshima.lg.jp